

専用水道を設置する上での留意事項について

1 専用水道とは

専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます（水道法第3条第6号）。

- (1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- (2) その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量）のうち人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供するために使用する水量が20m³を超えるもの（事業用、業務用の水量は対象外とすることができます）

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が次の各号を共に満たす水道を除きます。

- (ア) 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であるもの
- (イ) 水槽の有効容量の合計が100m³以下であるもの

2 専用水道を設置したい場合

専用水道を設置したい場合は、工事着工前に、その設計書について市長の確認を受ける必要があります（水道法第32条）。様式に必要な事項を記入し、別紙1に記載された書類及び台帳2部を添付して市長まで提出ください。申請書や台帳の様式が必要な場合は水道事業所まで連絡ください。

また、水源水質の複数回の検査や、地下水を汲み上げる場合には揚水試験などを行う必要がありますので、申請を行う際には余裕をもって1年ほど前から準備を進めるようにしてください。なお、申請書は、工事を着工する1ヶ月ほど前には提出するようにしてください。

3 専用水道を設置した後にはしなければならないこと

専用水道を設置した後は、次の各号について法令を遵守しなければなりません（いずれも水道法第34条による準用）。

(1) 水道技術管理者の設置（水道法第19条）

水道技術管理者は、以下に掲げる施設管理についての技術上の業務を担当する、又は担当する他の職員を監督する人で、原則として必ず1人を設置することとなっています。

- ア 水道施設が施設基準に適合しているかの検査（水道法第5条、第13条）
- イ 給水される水が水質基準に適合しているかの検査（水道法第13条、第17条）
- ウ 給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの検査（水道法第16条）
- エ 健康診断（水道法第21条）
- オ 衛生上の措置（水道法第22条）
- カ 給水の緊急停止（水道法第23条）

水道技術管理者は専用水道の設置者が選任しますが、学歴・経験等による所定の要件を満たしている必要があります。

(2) 給水開始前の検査及び届出（水道法第13条）

専用水道の設計確認を受けた場合や、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設・増設・改造した場合は、工事施工後、給水を開始する前に、その施設が施設基準及び水質基準を満たしているかを検査し、市長に届け出る必要があります。検査は水道技術管理者が担当します。

(3) 水質検査（水道法第20条）

専用水道施設により給水される水が水道法第4条に定める水質基準に適合しているかを確認するために、以下に掲げる水質検査を行わなければなりません。

ア 定期の水質検査

- ① 毎日行う検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果）
- ② おおむね一ヶ月に一回以上行う検査（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）
- ③ おおむね三ヶ月に一回以上行う検査（②以外の水質基準項目）

なお、所定の要件を満たせば、一部項目については検査頻度を下げ、又は省略できることとなっています。

イ 臨時の水質検査

(4) 施設基準（水道法第5条）

4 専用水道を改造・増設したい場合

設置した専用水道について、以下の事項に該当する改造又は増設の工事を行いたい場合は、工事を始める前に、その設計書について市長の確認を受ける必要があります（水道法第32条）。

(1) （台帳に記載された）一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更

(2) 沈澱池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造

手続きの流れ等については新設の場合と同じですが、申請書において、一部の添付書類については当該工事に係る部分のみ添付すれば足りることとしております。

5 各種届出について

専用水道の設置後は、以下の事項について該当がある場合は水道事業所に届け出る必要があります。各種届出について、具体的な提出時期・提出要件や様式、添付書類等については水道事業所で確認ください。

(1) 給水開始前の検査を行った場合（水道法第13条）

上記3(2)にもあるように、給水開始前の検査を行った場合は給水開始前届を提出する必要があります。給水開始前届を提出した後は直ちに給水を開始して差し支えありません。

(2) 申請書の記載事項に変更がある場合（水道法第33条第3項）

申請書に記載した以下の事項に変更が発生した場合は、記載事項変更届を提出する必要があります。

- ・ 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

- ・ 水道事務所の所在地

(3) 水道技術管理者を設置又は変更した場合

(4) 専用水道の技術上の業務を第三者に委託した場合（水道法第24条の3第2項）

水道施設の技術上の管理業務を水道法上の責任を伴って第三者に委託した場合、業務委託届を提出する必要があります。

(5) 専用水道を廃止する場合

諸事情により専用水道を廃止した場合は遅滞なく廃止届を提出する必要があります。

なお、廃止とは、当該施設を今後将来にわたって専用水道の適用を受けない状態にすることです。

6 その他

(1) 文書の保存について

水道法により、以下に関する書類については文書の保存年数が定められています。

- ・ 給水開始前検査（水道法第13条）、水質試験結果（水道法第20条）…5年
- ・ 健康診断（水道法第21条）…1年

なお、電子データによる保存も認められています。

また、これとは別に申請書、設計確認書及び台帳は、水道事業所の立入検査や各種届出の提出の際の大事な資料となりますので、施設が廃止となるまで大切に保管してください。

(2) 台帳への記入について

上記の各種届出を行った場合は、届出を行ったこと及びその内容を台帳に記入してください。

その他、様式別紙等及び不明事項等ございましたら所管の水道事業所までお問い合わせください。